

# 地域の名物を 未来へ!

Regional  
Collective  
Trademark

~守り、育てる 地域団体商標登録のすすめ~

Local Specialty



地域団体商標  
特許庁



# 例えばこんなことで お困りではありませんか？

ケース  
1

## 新たな「ご当地グルメ」の開発

新たなご当地グルメを開発した。  
これからイベントなどにも出て売り出していきたいが、  
名称を真似されたらどうしよう……

ケース  
2

## 「農産物」のブランド化

地域で有名な農産物があり、ブランド化をはかりたい。  
他商品と差別化していくにはどうしたらよいだろうか  
……

ケース  
3

## 地元の「温泉地」の保護

昔からの温泉地だが、外国資本のホテルが参入し、源泉をひかずに温泉名を名乗っている。  
なんとか組合に加入させ、ルールを守ってもらえない  
だろうか……

ケース  
4

## 「伝統的工芸品」のニセモノ対策

地域に昔から伝わる伝統的工芸品があるが、最近安価  
なニセモノが出回っている。  
なんとか対策できないだろうか……

その問題、「地域団体商標」で解決できます！



「地域団体商標」は地域名と商品(サービス)名からなる  
「地域の名物」の名称を商標登録するための制度です。

## 「地域団体商標」に登録する3つのメリット



模倣品対策・  
ライセンス契約が  
可能に！

- 名称を模倣する者に対して権利行使ができる！（攻撃＆防衛）
- 他者とライセンス契約ができる！（新たな販路開拓にも！）



ブランド力の  
強化！

- 取引の際に相手に安心感を与える！
- 他商品・サービスとの差別化が期待できる！



事業者の  
モチベーションの  
向上！

- 事業者（構成員）のブランドや商品・サービスに対するモチベーション、組織力の向上が期待できる！



# 登録するための 5つのポイント

## ① 商標の構成が「地域名」+「商品(サービス)名」等の組み合わせからなること

例えば、「東京りんご」(東京+りんご) 等

## ② 地域に根ざした団体の出願であること

①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合

ア) 法人格を有する

イ) 当該特別の法律に構成員資格者の

加入の自由が担保されている

例) 農業協同組合、漁業協同組合 等

②商工会

③商工会議所

④NPO法人

⑤これらに相当する外国の法人

## ③ 団体の構成員に使用させる商標であること

例えば、組合であれば組合員に使用させる 等

## ④ 地域の名称と商品(サービス)に関連性があること

例えば、「地域の名称」が商品の生産地に該当する 等

## ⑤ 一定の地理的範囲である程度有名であること

出願団体又はその構成員の使用により、これらの者の商標として一定の地域で知られていること。

## 地域団体商標を取得するには

### 出願

特許庁に「地域団体商標登録願」と、必要な書類を提出すると共に、出願料を納付します。

### 審査

特許庁で、出願内容の審査を受けます。

※審査時、登録要件を満たさない場合は、「拒絶理由通知」が送付されるため、それに対して応答する必要があります。

### 査定

登録査定 拒絶査定

### 登録料納付

登録査定を受け取った案件については、特許庁へ登録料を納付します。

### 権利発生

登録番号が設定され、商標登録証が発行されるとともに、商標公報で周知されます。

### 更新

商標権の有効期間は10年ですが、何度でも権利を更新することができます。

# 「地域団体商標」についてもっと知りたい！

制度について詳しく知りたい、他の団体の事例を知りたい  
特許庁の支援策について知りたい

➡ 特許庁の担当者が、制度や活用事例等についてご説明します！

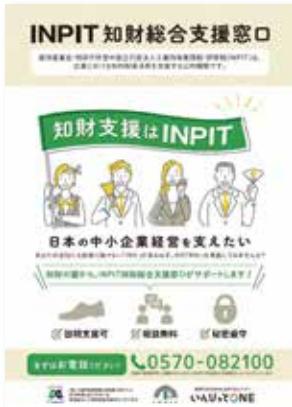


- ポイント① 原則、地域団体商標の権利主体となる団体及び地方自治体の方々を対象としています。
- ポイント② 派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です。
- ポイント③ 特許庁地域ブランド推進室のお問い合わせフォームよりお申込みください。



具体的に相談したい、出願手続きについて知りたい

➡ 各都道府県にある「INPIT知財総合支援窓口」にご相談ください！



- ポイント① 相談無料、もちろん秘密厳守です！
- ポイント② 経験豊富な企業OB等の支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！  
Webや電話、訪問による支援も可能です。
- ポイント③ 企業の課題に応じて各分野の専門家と協働してアドバイスします！

利用者の声や支援事例を多数ご紹介!!

知財ポータル  で検索！



本パンフレットについて聞きたい、「地域団体商標マーク」を使用したい、登録されている产品・サービスを知りたい

➡ 特許庁地域ブランド推進室までお問い合わせください！

電話 03-3581-1101(内線2828)

メール PA1481@jpo.go.jp

特許庁 地域団体商標  で検索！

地域団体商標公式  
SNSもチェック！

「地域団体商標マーク」は、  
「地域の名物」が特許庁に  
登録されていることを示す  
証です。



地域団体商標マーク

